

## 個別分野の規制改革の進展について

令和 5 年 6 月 29 日

事務局

これまでに進捗があった主な個別分野の規制改革等は以下の通り。

**1. EV 用充電器の設置に係る一般道における道路占用許可等の基準の明確化**

要望：一般道にEV用充電器を設置する際の道路占用許可等の基準を各自治体が定めやすいよう、国がガイドライン等を作成・公表し、各自治体に周知を行ってほしい。

**<対応の内容：国土交通省>**

令和 5 年 5 月 12 日に「電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン」を公表し、自治体に一般道におけるEV用充電器を設置する際の道路占用の取り扱いを通知した。

## ・国土交通省道路局 HP

電気自動車等用充電機器の道路上での設置に関するガイドライン

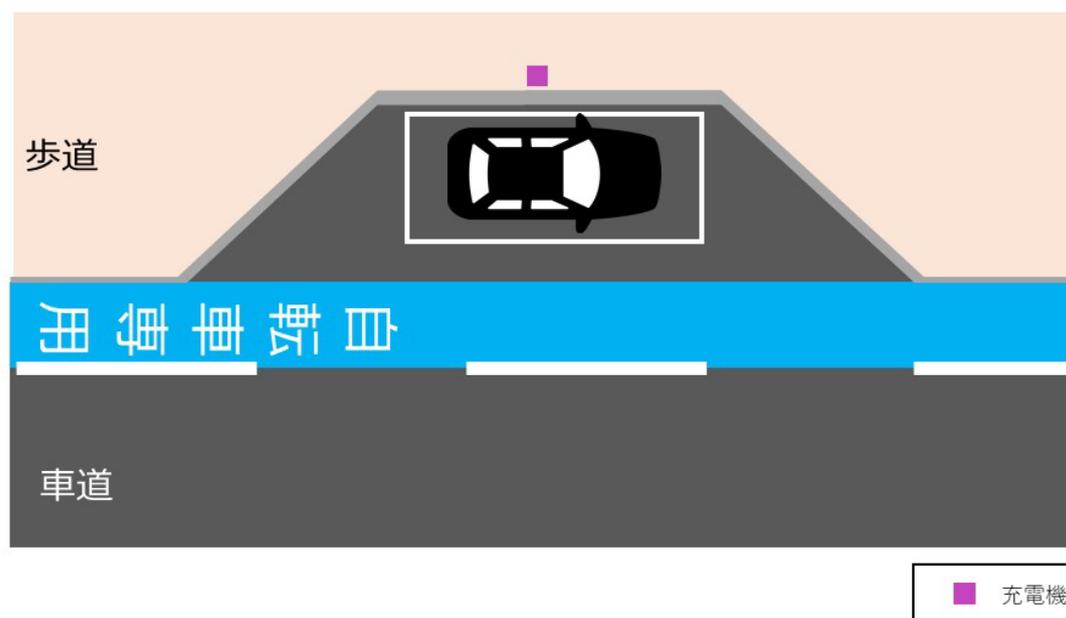
<https://www.mlit.go.jp/road/sisaku/utilization/datutannsoka/guideline.pdf>

図 1 単基設置のイメージ（自転車専用通行帯がある場合）

## 2. 月極駐車場へのEV用充電器の設置の促進

要望：月極駐車場へのEV用充電器の設置促進のため、充電器に関する補助制度について、月極駐車場が補助対象であることを含めて、充電事業者や駐車場管理事業者等に周知を行って欲しい。

### <対応の内容：経済産業省>

充電事業者や駐車場管理事業者等に対し、充電器に関する補助制度の対象であることを含め令和5年6月20日までに周知を行った。主な内容は以下のとおり。

[https://www.cev-pc.or.jp/event/pdf/lp\\_evphvcharge\\_ippan\\_Pamph.pdf](https://www.cev-pc.or.jp/event/pdf/lp_evphvcharge_ippan_Pamph.pdf)

### 充電インフラの補助が拡大しています!

#### 国の充電インフラ補助金

- 令和5年度に活用できる充電インフラ補助予算を、昨年度補助実績の約3倍となる約175億円盛り込み(令和4年度補正・令和5年度)
- 個人宅以外、原則全てのエリアの補助が対象に(令和4年度~)(商業施設への急速充電器新規設置・時間貸し/月極駐車場も補助対象)
- 工事費補助上限額を実勢等を踏まえて引き上げ
- 充電設備設置に伴う高圧受電設備・設置工事費に対する補助拡大

充電設備費・工事費  
**50%~100%  
補助**

**POINT** 高出力の充電器を設置される際には電力デマンド管理にご注意を。 ※2024年度から4年間の補助期間が定められ、高出力の充電器は、高出力の充電器に比べて補助率が低くなる可能性があります。補助料は、電力消費量や充電設備の設置場所などによって異なる場合があります。補助金の導入には、ご契約されている電力会社等とご確認いただくことをお勧めします。

**■主な例**

急速充電	高速道路SA・PA	商業/宿泊施設/マンション/事業所駐車場等	
	90kW以上	90kW以上(公共用)	50kW以上
対象設備	補助率 補助上限額	補助率 補助上限額	補助率 補助上限額
機器費用	100% 2口まで:600万円 3口以上:300万円×口数	100% 2口まで:600万円 3口以上:300万円×口数	50% 2口まで:300万円 3口以上:150万円×口数
工事費用	100% 5口まで:3,100万円 6口以上:6,200万円	100% 280万円	100% 140万円

普通充電	補助率	補助上限額
機器費用	50%	7~35万円
工事費用	100%	95~135万円



地球環境の未来のため、2050年カーボンニュートラル(脱炭素社会)の実現に向けて、日本政府は「車での電動化」を大きな目標として示しています。車の電動化に重要な「充電インフラ」についても、2030年までに15万基を設置することを目標に、全国で整備を拡大していきます。

### 充電補助金申請から補助金交付までのフロー

【受付期間】令和5年3月31日(金)~9月29日(金) 予定  
【受付場所】独立行政法人 充電インフラセンター

1. 申請書類の提出
2. 申請書類の審査
3. 補助金交付決定の通知
4. 補助金交付の準備
5. 補助金の交付
6. 補助金の返金

※交付決定後、交付決定書に基づき、センターへ申請し承認を受ける必要があります。

詳しくは [http://www.cev-pc.or.jp/lp\\_evphvcharge/](http://www.cev-pc.or.jp/lp_evphvcharge/)



### 3. 地熱発電事業の円滑な実施に向けた債務保証制度の取扱いの明確化

要望： 地熱発電事業に係る独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の債務保証制度について、FITの一旦認定であっても採択可能であることを適切な文書等に明記して公表してほしい。

#### <対応の内容：経済産業省>

地熱発電事業に係る独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構の債務保証制度について、FITの一旦認定であっても採択可能であることが分かるように、令和5年5月18日にHPを更新した。内容は以下のとおり。

[https://www.jogmec.go.jp/geothermal/financial\\_003.html](https://www.jogmec.go.jp/geothermal/financial_003.html)

#### 債務保証制度の概要

##### 保証の対象

債務保証の対象は、国内において地熱資源開発のために必要となる坑井(蒸気と熱水を採取するための坑井及び採取した熱水を地下に戻すための坑井をいう。)の掘削、パイプライン等の敷設その他これらに付随する作業及び発電のために必要となる設備の設置(一般電気事業者によるものを除く。)に必要な資金に対する債務の保証とします。

##### 資格要件

債務保証を受けることのできる方は、本邦において地熱の採取を行う本邦法人で、以下の要件を含むJOGMEC所定の審査基準を満たす方です。なお、他の法人が行う地熱資源開発等事業に資金の供給をする本邦法人も含まれますが、その場合には資金の供給を受ける法人において同様の審査が必要となります。

- 自然公園法、温泉法、森林法等の許認可事項が明確になっており、機構との契約時点では各許認可事項が承認されると見込まれること。
- 開発範囲の土地を保有していること、または土地借用に関する地権者の合意・許可が得られていること。
- 開発に関する利害関係者(地方公共団体、温泉事業者等)が明確になっており、利害関係者の理解が得られる見込みがあること。
- 売電計画の蓋然性を示すことが可能であること。

(注)FIT/FIP制度の適用を受ける場合においては認定を受けていること。土地の譲渡や借用の見通しに係る協議状況によっては、一旦認定を受けている段階での申請を受け付ける場合がございます。

※赤枠の記載について、今回追記した。